

規制の事前評価書（要旨）

法律又は政令の名称	家畜伝染病予防法の一部を改正する法律
規制の名称	<p>ア 家畜以外の動物における悪性伝染性疾患のまん延による病原体の拡散防止に係る措置の法への位置付け</p> <p>イ 飼養衛生管理者の選任の義務化</p> <p>ウ 予防的殺処分の対象疾病の拡大</p> <p>エ 家畜防疫官の権限の強化</p>
規制の区分	新設、拡充
担当部局	農林水産省消費・安全局動物衛生課
評価実施時期	令和2年2月
規制の目的、内容及び必要性等	<p>ア 家畜以外の動物における悪性伝染性疾患（※）のまん延による病原体の拡散防止に係る措置の法への位置付け</p> <p>今後、我が国における豚熱の発生の拡大を防止し、その後の清浄化を図っていくためには、家畜以外の動物における豚熱の浸潤状況調査、経口ワクチン散布、家畜以外の動物が豚熱にかかっていることが確認された場合における周辺農場等に対する家畜等の移動制限などの、家畜以外の動物における豚熱のまん延による病原体の拡散防止のための措置を実施する必要があるが、当該対策は中長期化する見込み。</p> <p>また、平成30（2018）年以降、アジア地域において家畜以外の動物及び飼養豚におけるアフリカ豚熱の発生が急速に拡大し、我が国へのアフリカ豚熱ウイルスの侵入の脅威が一段と高まっていること等を踏まえると、豚熱と同様に、家畜以外の動物でも発生し、特に伝播力が強く、病原性が高い伝染性疾患（牛疫、牛肺疫、口蹄疫、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性インフルエンザ）についても、家畜以外の動物におけるまん延による病原体の拡散防止のための措置を法に位置付ける必要がある。</p> <p>※ 特に病原性が高く、伝播力の強い伝染性疾患である、牛疫、牛肺疫、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザをいう。</p> <p>イ 飼養衛生管理者の選任の義務化</p> <p>今般の豚熱発生事例では、家畜の所有者やその従業員において、飼養衛生管理基準の遵守のためにとるべき具体的な措置の内容への理解が不足し、同基準が十分に遵守されていない事例があり、このような事例は全国的にも確認されている</p>

ところである。

このため、衛生管理区域ごとに、飼養衛生管理基準の遵守を徹底するため、従業員等における当該基準の遵守に係る管理を行うとともに、当該従業員等に対し必要な教育及び訓練を行う飼養衛生管理者を置くことで、飼養衛生管理基準の遵守の徹底をより一層図っていく必要がある。

ウ 予防的殺処分の対象疾病の拡大

アフリカ豚熱は伝播力が強いことに加えて、豚熱と異なり有効なワクチン及び治療法が存在しないため、水際検疫の強化による我が国への侵入防止、飼養衛生管理基準の遵守徹底による農場バイオセキュリティの向上、早期発見による迅速な殺処分及び家畜以外の動物におけるまん延による病原体の拡散防止策以外に対処する手段がない状況にある。

また、本病は、口蹄疫のような特徴的な固有症状が乏しいことから、他の家畜伝染病と比べて、発見及び通報が遅延するおそれがある。さらに、海外では、アフリカ豚熱はダニを媒介することが報告されており、ひとたび発生した場合に、伝播経路の遮断が困難である。

加えて、世界的に見て、一部の例外を除き、アフリカ豚熱は家畜以外の動物から発生が確認されており、我が国においても、家畜以外の動物から発生することが見込まれる。

家畜以外の動物でアフリカ豚熱が発生した場合において、迅速に同病ウイルスの浸潤状況を確認し、同病ウイルスにより汚染され、又は汚染されたおそれのある地域における同病ウイルスの封じ込めを図らなければ、アフリカ豚熱のまん延の防止を十分にできないおそれがある。

このため、予防的殺処分の対象疾病にアフリカ豚熱を追加するとともに、家畜以外の動物においてアフリカ豚熱が発生した場合においても予防的殺処分を実施できるよう措置する必要がある（併せて、同様に家畜以外の動物でも発生し、予防的殺処分の対象疾病である口蹄疫についても、家畜以外の動物における発生時においても予防的殺処分を実施できるよう措置する）。

エ 家畜防疫官の権限の強化

近年、訪日外国人旅行者数の増加により、携帯品による輸入禁止品の発見件数はこの5年で2倍以上に増加するなど、海外からの家畜の伝染性疾病的侵入リスクが増大している。特に、昨年以降アジア地域においてアフリカ豚熱の発生が急速に拡大し、我が国へのアフリカ豚熱の侵入リスクが高まっている。

	<p>家畜防疫官の権限を強化しなければ、違反畜産物の国内への持込みを十分に防止することができず、家畜伝染病の病原体の国内侵入を許してしまうおそれがあることから、出入国者の携帯品中の畜産物（肉・肉製品等）の有無を、家畜防疫官が質問・検査することができるよう措置するとともに、家畜防疫官は違反畜産物を廃棄できるよう措置する必要がある。</p>	
想定される代替案	<p>【規制以外の政策手段】</p> <p>ア 家畜以外の動物における悪性伝染性疾患のまん延による病原体の拡散防止に係る措置の法への位置付け これまで同様、行政指導及び予算事業により家畜以外の動物における悪性伝染性疾患のまん延による病原体の拡散防止に係る措置を実施する。</p> <p>イ 飼養衛生管理者の選任の義務化 行政指導により、衛生管理区域ごとに、当該衛生管理区域における飼養衛生管理基準の遵守徹底を図るための管理者を置くよう求める。</p> <p>ウ 予防的殺処分の対象疾患の拡大 現行制度を維持する（予防的殺処分の対象疾患の拡大をしない）。</p> <p>エ 家畜防疫官の権限の強化 出入国者に対する携帯品中の畜産物の有無について任意で質問・検査し、輸出入検疫に違反した畜産物を発見した場合も任意での廃棄を促す。</p>	
直接的な費用の把握	要素	代替案の場合
遵守費用	<p>ア 家畜以外の動物における悪性伝染性疾患のまん延による病原体の拡散防止に係る措置の法への位置付け 具体的な運用方法が明確になっていない現段階において試算するのは困難。</p> <p>なお、現段階において、家畜で発生した場合の措置を例に試算することができるのは、法第 32 条に基づく家畜等の移動制限であるところ、豚熱の場合、家畜等の移動制限を通常 28 日間課しているところ、家畜等の移動制限に伴</p>	<p>ア 家畜以外の動物における悪性伝染性疾患のまん延による病原体の拡散防止に係る措置の法への位置付け 現状維持であり、遵守費用は発生しない。</p>

い、1頭当たり1日約34円の費用を要するため、全国の1戸当たりの平均飼養頭数が約2,120頭であることを踏まえると、移動制限が課された28日間で、養豚農家1戸当たり約202万円の遵守費用が発生することが見込まれる。

イ 飼養衛生管理者の選任の義務化

具体的な運用方法が明確になっていない現段階において試算するのは困難。

なお、従業員等の管理業務については普段の業務中に実施するものであり、追加的費用は観念しえないものとし、研修の受講については年に1回程度、従業員等に対する飼養衛生管理基準の周知並びに飼養衛生管理に係る教育及び訓練については、月2回程度それぞれ2時間ずつ行うものとする。例えば養豚農家であれば、一の衛生管理区域ごとに、約6.8万円の遵守費用が発生する。

ウ 予防的殺処分の対象疾病の拡大

殺処分された家畜の評価額の全額が補償されるため、遵守費用は発生しない。

エ 家畜防疫官の権限の強化

出入国者の携帯品中の畜産物の有無の質問・検査権限については、携帯品の検査や質問を受けるのみであり、遵守費用は生じない。また、違反畜産物の廃棄権限については、仮に違反畜産物を廃棄されたとしても、もともと我が国への持込はできない物であり、自ら焼却・埋却等の措置を講じなければならないものであるため、遵守費用は生じな

イ 飼養衛生管理者の選任の義務化

任意の指導であり、遵守費用は発生しない。

ウ 予防的殺処分の対象疾病の拡大

現状維持であり、遵守費用は発生しない。

エ 家畜防疫官の権限の強化

現状維持であり、遵守費用は発生しない。

	い。	
行政費用	<p>ア 家畜以外の動物における悪性伝染性疾病のまん延による病原体の拡散防止に係る措置の法への位置付け 具体的な運用方法が明確になっていない現段階において試算するのは困難。</p> <p>なお、現段階において、家畜で発生した場合の措置を例に試算することができるのは、①法第 25 条の 2 第 1 項に基づく 1 回当たりの消毒に要する薬品の購入費及び②法第 28 条の 2 に基づく消毒ポイントの設置に伴い要する費用であるところ、①については 1 回当たり約 7 万円、②については 1 回の移動制限の期間当たり約 1,960 万円の行政費用がかかる。</p> <p>イ 飼養衛生管理者の選任の義務化 飼養衛生管理者の選任に伴う行政費用は、選任状況の確認に要する人件費等が想定される一方、具体的な運用方法が明確になっていない現段階においてそれに伴い要する費用を試算するのは困難。</p> <p>ウ 予防的殺処分の対象疾病の拡大 予防的殺処分については、家畜又は野生動物において発生した場所やその周辺の農場における家畜の飼養頭数、野生動物の生息状況、家畜の飼養に係る衛生管理の状況等によって、現に殺処分する頭数は異なるため、現段階においてそれに伴い要する費用を試算するのは困難。</p> <p>一方、仮に、我が国の養豚密集地域において、家畜又は</p>	<p>ア 家畜以外の動物における悪性伝染性疾病のまん延による病原体の拡散防止に係る措置の法への位置付け 現状維持であり、行政費用は発生しない。</p> <p>イ 飼養衛生管理者の選任の義務化 任意の指導であり、行政費用は発生しない。</p> <p>ウ 予防的殺処分の対象疾病の拡大 現状維持であり、行政費用は発生しない。</p>

	<p>家畜以外の動物におけるアフリカ豚熱の陽性確認地点から、半径3 km 以内で飼養されている家畜を予防的殺処分することとなった場合、多いところで、約9.2万頭(※)の飼養豚を殺処分することとなるものと考えられるところ、現在の肥育豚の平均評価額が約2万円であることを踏まえると、2万円/頭×約9.2万頭=18.4億円の行政費用がかかる。</p> <p>※ 我が国における養豚が盛んな都道府県の区域内の養豚密集地域から無作為で抽出した10地点の中で、最も半径3 km 以内の飼養頭数が多かった地点における飼養頭数。</p> <p>エ 家畜防疫官の権限の強化</p> <p>これまで任意で行っていた、出入国者の携帯品中の畜産物の有無の質問・検査及び違反畜産物の廃棄について、法的な権限に基づく強制力のある業務として追加したものであるため、追加の行政費用は発生しない。</p>	<p>エ 家畜防疫官の権限の強化</p> <p>現状維持であり、行政費用は発生しない。</p>
<p>直接的な効果(便益)の把握</p>	<p>ア・イ 家畜以外の動物における悪性伝染性疾患のまん延による病原体の拡散防止に係る措置の法への位置付け及び飼養衛生管理者の選任の義務化</p> <p>今般の豚熱発生事例では、令和2(2020)年1月16日現在で、約50億円の損害が発生しており、これらの措置の導入により少なくともこれらの損害を最小限度まで抑えることができると考えている。</p> <p>ウ 予防的殺処分の対象疾病の拡大</p> <p>一概には言えないが、仮に、我が国においても同様にア</p>	<p>ア・イ 家畜以外の動物における悪性伝染性疾患のまん延による病原体の拡散防止に係る措置の法への位置付け及び飼養衛生管理者の選任の義務化</p> <p>現状維持のため追加的な便益は発生しない。</p> <p>ウ 予防的殺処分の対象疾病の拡大</p> <p>現状維持のため追加的な便益は発生しない。</p>

	<p>フリカ豚熱がまん延し、同程度の飼養豚数の減少が生じたものとして、これを我が国の豚の農業産出額（6,062億円：平成30（2018）年）に単純に当てはめた場合、約2,400億円の損害が生ずることとなるところ、これを最小限度まで抑えることができると考えている。</p> <p>エ 家畜防疫官の権限の強化 監視伝染病の病原体の侵入の防止を図っており、これらが仮に我が国に侵入した場合の損害を試算し、当該損害が生じないことによる便益を把握することは困難。</p>	<p>エ 家畜防疫官の権限の強化 現状維持のため追加的な便益は発生しない。</p>
副次的な影響及び波及的な影響の把握	<p>家畜の伝染性疾病に係る防疫措置が拡充し、これらの規制導入により悪性伝染性疾病の病原体への感染リスクが低減することで、ブランドの安全・安心が確認され価値が落ちることなく、我が国の高品質な畜産物の生産・販売につながるなど、我が国の畜産業の発展に大きく寄与するものと考えられる。</p>	<p>原則として現状維持であり、副次的な影響や波及的な影響は、見込まれない。</p>
費用と効果（便益）の関係	<p>ア・イ 家畜以外の動物における悪性伝染性疾病のまん延による病原体の拡散防止に係る措置の法への位置付け及び飼養衛生管理者の選任の義務化</p> <p>遵守費用：法第32条に基づく家畜等の移動制限により、養豚農家1戸当たり約202万円の遵守費用等が発生し、飼養衛生管理者の選任の義務付けに伴い、一の衛生管理区域ごとに約6.8万円の遵守費用が見込まれる。</p> <p>行政費用：飼養衛生管理者の選任の義務付けに伴う追加的行政費用は現段階で試算するのが困難であり、法第25条の2第1項に基づく1回当たりの消毒に要する薬品の購入費としては約7万円、法第28条の2に基づく消毒ポイントの設置に伴い要する費用としては約1,960万円の行政費用等が見込まれる。</p> <p>効果（便益）：今般の豚熱発生事例による約50億円の損害を最小限度まで抑えることができると考えている。</p>	

	<p>これらを踏まえ、費用と便益を比べると、便益が費用を上回ることから、当該規制を導入することが妥当である。</p> <p>ウ 予防的殺処分の対象疾病の拡大</p> <p>遵守費用：遵守費用は発生しない。</p> <p>行政費用：仮に、我が国の養豚密集地域において、家畜又は家畜以外の動物におけるアフリカ豚熱の陽性確認地点から、半径3km以内で飼養されている家畜を予防的殺処分することとなった場合、多いところで、約9.2万頭の飼養豚を殺処分することとなるものと考えられるところ、現在の肥育豚の平均評価額が約2万円であることを踏まえると、2万円/頭×約9.2万頭=18.4億円の行政費用がかかる。</p> <p>効果（便益）：一概には言えないが、仮に、我が国においても同様にアフリカ豚熱がまん延し、同程度の飼養豚数の減少が生じたものとして、これを我が国の豚の農業産出額（6,062億円：平成30（2018）年）に単純に当てはめた場合、約2,400億円の損害が生ずることとなるところ、これを最小限度まで抑えることができると考えている。</p> <p>これらを踏まえ、費用と便益を比べると、便益が費用を上回ることから、当該規制を導入することが妥当である。</p> <p>エ 家畜防疫官の権限の強化</p> <p>遵守費用：遵守費用は発生しない。</p> <p>行政費用：行政費用は発生しない。</p> <p>効果（便益）：監視伝染病の病原体の侵入の防止を図っており、これらが仮に我が国に侵入した場合の損害を試算し、当該損害が生じないことによる便益を把握することは困難。</p> <p>これらを踏まえ、遵守費用・行政費用が発生しないことに加え、我が国への家畜の伝染性疾患の病原体の侵入防止をより実効的に図ることができるようになることから、当該規制を導入することは妥当である。</p>
その他の関連事項	
事後評価の実施時期等	改正法施行後5年を目処として事後評価を実施する。
備考	